平成 30 年（2018 年） 8 月 23 日
中学校完全給食推進本部専門部会
平成 30 年度第１回会議【資料３】

◎給食センター要求水準関連事項について

１　概要

今後、給食センター整備・運営事業に応募する事業者に対し、給食センター等に求める性能または仕様を示すために、要求水準書を作成し、公表しますが、作成にあたり事前に方向性を固めておく必要がある事項について、ご意見を伺います。

２　関連事項

（１）残さ等の処理

ア　概要

給食センターでは、調理くず、食べ残しなどによる残さ等が発生します。

残さ等の処理については、食品リサイクル法で再資源化が望まれるところであり検討する必要がありますが、再資源化の過程で臭気が発生する恐れや、設備投資によるコスト増などの課題もあります。

イ　対応案

・残さ等の減容化・減量化を図るため、給食センターに厨芥処理機等を設置しますが、給食センター用地は、第１種中高層住居専用地域等に位置しているため、臭気等が懸念される生ごみ処理機など堆肥化の設備は設置しません。

・残さ等の回収については、整備・運営事業者の事業範囲に含まず、市で別途発注します。（小学校・特別支援学校の残さ等の回収も行っているため）

・上記を含めた再資源化（リサイクル施設への持ち込み等）については、費用対効果を踏まえ、別途検討します。

（２）エネルギー対策

ア　概要

省エネルギー対策を推進するため、施設の省エネルギー設計に努めるとともに、エネルギー消費を低減する高効率の空調・給湯機器の導入や、照明機器のLED化などにより、地球環境への配慮及び光熱水費の低減を図る必要があります。

イ　対応案

事業者選定にあたっての審査基準において、施設の省エネルギー設計などエネルギー対策に関する項目を設け、事業者からより良い提案を引き出します。なお、幅広い提案を求めるため、太陽光発電など、具体的な指定は行いません。

（３）熱源

ア　概要

給食センターは、限られた時間内で作業を行う大量調理施設であり、熱源については、安定した供給が求められます。

また、大規模災害が発生した際は、地域住民への炊き出しなどの応急給食を実施することを想定しています。

イ　対応案

給食センターの基本的な熱源については、要求水準書では具体的な指定は行わず、事業者提案の中でより良いものを選択します。

ただし、(仮称) 横須賀市学校給食センター基本計画の「(９) 災害時の対応」*が行えることを条件として設定します。

＊（仮称）横須賀市学校給食センター基本計画「(９) 災害時の対応」(抜粋)

大規模災害が発生した際は、地域住民への炊き出しなど応急給食を実施します。実施期間としては、災害発生翌日または翌々日から３日間程度を想定します。

給食センターのガス、電気、水道のいずれかのライフラインが復旧していない場合でも地域住民への炊き出しが行えるよう、緊急災害用の移動式回転釜も整備します。

（４）その他

ア　旧平作小学校正門側歩道拡幅

旧平作小学校正門側歩道が狭いため、正門側の歩道（久里浜田浦線～正門付近）を拡幅します。給食センター整備の際に歩道として整備した上で、施設完成後に土木部に所管換えします。

イ　他機能の併設等

他自治体では、他機能の併設や余剰地活用を要求する事例もありますが、整備費用が増加する可能性があることなどから、他機能の併設や余剰地活用等について条件としては設定しません。